

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月27日(水) 午後1時30分から午後2時13分

2. 開催場所 八代市役所本庁舎 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員(17人)

	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員(2人)

13番	中野敏憲
17番	松田林一

5. 出席推進委員(18人)

本田あゆ子
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
吉川美津治
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
山崎嘉智
石田雄一
鶴山正行
瀬本浩和
福本啓治
藤山利秋
上村武敏

寺本和男
黒田浩一郎
岩村広人

6. 議事日程

- 第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第2号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第3号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第5 議案第5号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農地利用集積計画の公告）について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	平川祥子
主事	北村有希

8. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>それでは、今回も新型コロナウイルス感染症拡大防止を講じるために、ある程度、人数制限を図らなければならないことから、全農業委員並びに、必要に応じて推進委員の出席という形式を取らせていただきました。</p> <p>このようなことから、国・県が示した「新しい生活様式」を用い、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。</p> <p>ご発言につきましては、今回も挙手をしていただき、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で着座にて発言していただきます。</p> <p>総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。</p> <p>以上、委員の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。</p> <p>それでは、ただ今から4月の総会を開会したいと思います。</p> <p>本日は、東陽の中野委員、泉の松田委員さんからは、欠席の連絡が入っております。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>最初に、本日の議事録署名委員を指名します。</p> <p>19番 吉田寛実委員、2番 吉永安圭美委員にお願い致します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案書のとおり進行しますので、よろしくお願い致します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い</p>

<p>事務局</p>	<p>いします。</p> <p>今年度担当となりました〇〇です。よろしくお願い致します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから3ページのとおり、付議致します。</p> <p>今月の所有権移転申請は、売買による取得が5件、贈与による取得が1件、交換が4件ありました。</p> <p>地目は田、2万5,396平方メートル、畑、1,649平方メートル、計2万7,045平方メートルです。</p> <p>内容につきましては、議案書記載どおりです。</p> <p>これらは、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと判断致しました。</p> <p>御審議方よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1番、昭和。</p>
<p>推進委員</p>	<p>昭和の齊藤です。1番について説明致します。</p> <p>先週、松本委員と現地の確認に行ってきました。場所は、昭和小学校の〇、〇〇にあります。譲受人は、経営拡大も考えておられ、ちょうど今、耕作されているハウスに隣接する土地の所有者に相談されました。譲渡人の方も高齢となり、自分での耕作が、難しくなったということで、今回の申請となりました。何ら問題はないと思います。御審議方よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>推進委員</p>	<p>2番、八代。</p> <p>八代・松高地区の鞍本です。申請番号2番について説明します。</p> <p>4月23日に、倉井委員さんと申請地を確認しました。</p> <p>案件は、譲受人が無償で、申請地を取得する計画です。譲受人は後継者もいて、周辺の地を賃貸借して、広範囲に農業を営んでいます。申請地は、譲受人の隣接農地で、譲受人が取得することにより、農作業も効率化が期待できるもので、周辺農地への日照関係、水害等の影響はないと思われます。御審議方よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>推進委員</p>	<p>3番、太田郷。</p> <p>太田郷・代陽地区担当、吉川です。</p> <p>4月24日に、有馬委員と確認しました。申請番号3番と4番の一部が隣接し、関連する農地ですので、続けて説明致します。</p> <p>まず、申請番号3番は、西片町3,897平方メートル、南西側△△△m付近に〇〇〇〇〇、西側△△m付近に〇〇〇〇〇の〇〇物流センター、南に面した道路を〇に△△△m向かうと新八代駅です。譲渡人は、西片町の無職70歳女性。</p> <p>続けて、申請番号4番ですが、2筆になります。譲渡人は、山鹿市菊鹿町にお住まいの無職71歳男性。1筆目は、東側に3番の申請地と隣接した1,183平方メートル、もう一筆は、当該地の南東方面△△△m付近で374平方メートルです。この374平方メートルに関しては、一区画3,000平方メートルの中の一部ですが、地籍調査の杭や目印はありません。東に△△△m付近は〇〇〇〇〇です。</p> <p>申請番号3番、4番とも、譲受人は、千丁町吉王丸で、有限会社の大きな農業をや</p>

	<p>っておられます。今回、経営規模拡大に際し、購入したいとのことです。御審議方よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	5番、金剛。
推進委員	<p>金剛の鶴山です。5番と6番は関連していますので、一緒に報告します。</p> <p>4月24日、内田農業委員さんと現地調査、聞き取りを行いました。5番の申請、私が、田について、賃借交渉、農業交渉をしたいという話で進めていましたが、地番が、少しおかしいという所で調べたところ、親たちが、以前取決めをしており、既に農地は、其々が耕作していることが分かり、今回の申請に至りました。</p> <p>面積もそれ程、変わらないので、無償で農地交換に至りました。審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	7番、鏡。
推進委員	<p>鏡地区担当の藤山です。申請番号7番について説明します。</p> <p>4月24日に、現地調査を行いました。譲渡人は、鹿児島県に住んでおられ、市外居住のため、譲受人が、既に管理されています。譲受人の経営規模拡大による売買となります。御審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	8番、鏡。
推進委員	<p>鏡担当の上村です。申請番号8番及び9番は、農地の交換の案件ですので、併せて説明いたします。</p> <p>8番の譲受人は、経営規模を拡大するため、新規にハウスを建てる農地を考えておられたところ、譲受人のハウスの隣にある譲渡人の農地に、作物の連作障害が起きていることがわかりました。</p> <p>また、譲渡人は、この農地が、このような状態になったことで、作付する農地を変更したく考えておられたことから、この度、双方の考えが一致し、交換する運びとなりました。</p> <p>お互い、後継者が頑張る農業に取り組んでいますので、今回の申請については、何の問題はありません。御審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	10番、泉。
推進委員	<p>泉地区担当の岩村です。私からは10番について説明致します。</p> <p>この案件は、22日に譲受人の立会いを受け、確認致しました。現地は、泉支所から△km下流の○○○○地区で、氷川ダムサイト○○側の台地にある譲受人の自宅東前に隣接する農地です。譲受後は、果樹及び花木を栽培されるとのことであり、何の問題もないと考えます。よろしく御審議をお願いします。</p>
議 長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>では、異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今年度担当となりました〇〇です。よろしくお願い致します。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書4ページのとおり付議致します。</p> <p>今月の申請は2件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>それでは、最初に農地転用許可の立地基準について、説明致します。</p> <p>1番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の、小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。</p> <p>また、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。</p> <p>次に、2番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。</p> <p>次に、一般基準について説明致します。</p> <p>農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断致しました。</p> <p>それでは、御審議方よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局からの説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1番、龍峯。</p>
推進委員	<p>申請番号1番について説明します。</p> <p>先週、森本委員と一緒に、申請者の所に行き、話を聞いてきました。昭和58年、亡くなられた父親が家を建てる際の話です。隣の土地を買って建てられたそうですが、当時の所有者が、以前、名義変更なされていなかったことで、今回、名義変更してもらうように頼んだところ、無断転用だったそうです。そこで、今回の申請になりました。</p> <p>現在、申請者は、そこに住んでおられます。無断転用のため、始末書が出されております。審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>2番、植柳。</p>
推進委員	<p>植柳・麦島地区担当の矢鉾です。申請番号2番について説明します。</p> <p>23日に、吉田委員さんと現地確認しました。申請人は、高齢で農業をすることが困難となることから、貸駐車場として使用する計画です。東側に農地がありますが、十分な距離を確保して造成する計画ですので、農業への影響はないと思われま。御審議方よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議 長	<p>では、異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今年度担当になりました〇〇です。よろしくお願いします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書5ページから10ページのとおり付議致します。</p> <p>今月の申請は、所有権移転が12件、賃貸借権が2件、使用貸借権が1件、地上権が1件、合計の16件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明致します。</p> <p>1番から3番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。</p> <p>次に、4番及び、6ページ5番の案件は、上・下水道の2管が埋設されている道路の沿道で、概ね500m以内に、2以上の医療施設、その他の公共施設又は公益的施設がある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。</p> <p>次に、6番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。</p> <p>次に、7番の案件は、新八代駅から概ね500m以内の区域にある農地のため、第2種農地に区分されます。無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。</p> <p>なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。</p> <p>次に、8番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>次に、9番の案件は、八代インターチェンジ出入口の周囲、概ね300m以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>次に、10番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。</p> <p>なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。</p> <p>次に、11番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。</p> <p>9ページをお願いします。</p> <p>次に、12番及び13番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。</p> <p>次に、14番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。</p>

<p>議 長</p>	<p>10ページをお願いします。</p> <p>次に、15番の案件は、上・下水道の2管が埋設されている道路の沿道で、概ね500m以内に、2以上の医療施設がある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。</p> <p>最後に、16番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の、小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。</p> <p>次に、一般基準について説明致します。</p> <p>農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断致しました。</p> <p>それでは、御審議方よろしくお願い致します。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1番、八千把。</p>
<p>推進委員</p>	<p>八千把担当の中面です。申請番号1番から5番について説明します。</p> <p>1番、申請地は、田中町の〇〇〇〇〇〇より△△m行ったところで、周りが住宅地で、現況、造成済みの荒地状態、ここに建売住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。</p> <p>2番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の、現況、造成済みの農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。</p> <p>3番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内、既に建築済みの〇〇〇ハウスで、ここを、〇〇〇さんから〇〇さんへ所有権移転の申請になります。何ら問題はないと思います。</p> <p>4番、申請地は、古閑中町の八代市民球場より〇へ△△m行ったところで、現況、荒地状態の農地で、ここにアパート1棟を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。</p> <p>5番、申請地は、古閑中町の八代市民球場より道路を挟んだ〇側に当たり、現況、荒地状態、申請番号4番の隣の農地になります。ここにアパート2棟を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>推進委員</p>	<p>6番、太田郷。</p> <p>太田郷、吉川です。申請番号6番と7番は太田郷なので、続けて説明致します。</p> <p>4月24日に、有馬委員と確認しました。</p> <p>申請番号6番、申請地は、西片町の265平方メートルです。〇側△△△mに県道新八代線を挟み、西片町公民館があり、西側に30センチ幅の用水路と側溝を含めた5m幅の道路に面した休耕地です。</p> <p>譲渡人は、日置町の会社員、譲受人は、熊本市内に戸建の借家にお住まいで、勤務地は熊本市南区、両親が芦北町に居住のため、介護と勤務地との中間地点の当該地は、新八代駅にも近く、接面道路に市、上水道が配置されていることから、利便性、生活環境も良好であり、用水路には通路橋を設置し、自己用一般住宅として建築したいとの計画です。周囲は、家屋が隣接し、農地はないので、問題はないと思います。</p> <p>申請番号7番、無断転用の案件です。申請地は、西片町259平方メートル、敷地内建物の面積は102平方メートル、先程の第3条の案件、申請番号3番と4番と、隣接した申請地になります。譲渡人は、第3条の案件、申請番号4番と同じ人ですが、建物登記も、申請番号4番と同じ人です。地元の方の説明では、い草栽培の最盛期に</p>

	<p>〇〇〇〇の小屋として利用されていたようです。</p> <p>また、所有者権利が複雑なため、第3条案件、申請番号3番、4番と当該地と倉庫をまとめた購入計画となりました。譲受人は、先ほどの説明の千丁町吉王丸で、有限会社の農業経営をされている方です。</p> <p>なお、譲渡人からは、当時、農地法等〇〇で、手続を行わず、御迷惑をおかけしました、と深くおわびの始末書を添付されており、反省されています。寛大な処分とともに、御審議のほど、よろしくお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	8番、宮地。
推進委員	<p>8番、宮地担当の林田です。</p> <p>4月24日に、農業委員の有馬さんと現地の方へ行きました。申請地は、〇〇〇保育園グラウンドから〇の方へ約△△メートル位の位置にありまして、用途地域の中にあります。〇〇〇〇〇アパートの〇側で、幅員が約△mの公道と接面しており、公道とは約50cmの段差があつて、背の低い草が生えています。5条1項の許可申請書には、配置図も添付されており、ここを阻害する理由はないと思慮しますので、審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
議 長	9番、龍峯。
推進委員	<p>9番について説明します。龍峯担当の光永です。</p> <p>先般、農業委員の森本さんと申請地に行きました。譲受人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇会社で、車が多数あります。現在、駐車場に困っているそうです。近くの土地を、探していたところ、近くに、丁度いい土地がありまして、地権者4名ですが、この前、話合いがついて、買うということになったそうです。今回の申請になったと思います。</p> <p>申請地は、会社の西側で、会社の道向かいにあります。区画からいきますと、3辺ありますが、南側は、高速道路のり面、東側は、農地少しと住宅がありますが、駐車場ということで、何ら問題はないと思います。御審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	10番、麦島。
推進委員	<p>植柳・麦島地区担当の矢鉾です。受付番号10番、11番は続けて説明致します。</p> <p>10番は、当地区で建設業を営んでいる方です。転用目的は資材置場ですが、既に資材置場として使用されています。先代の〇〇に伴い、相続手続で、転用許可を得ていないことが判明したということです。</p> <p>なお、この案件には、始末書が添付されております。</p> <p>11番も、当地区で建設業を営んでいる方です。転用目的は資材置場です。西側と北側には住宅があり、東側と南側は、市道と水路がありますが、土地周辺にはコンクリート擁壁を設けて土砂の流出を防ぐ計画です。周辺農地への影響はないと思われまます。御審議方よろしく申し上げます。</p>
議 長	12番、麦島。
推進委員	<p>12番について説明します。申請者は、スポーツをメインとした学童保育を運営される法人です。法人所在地に隣接する申請地を、グラウンドとして使用する計画です。申請地の周辺は住宅地であり、被害を及ぼす恐れはないと思います。御審議方よろしく申し上げます。</p>

議 長	13番、高田。
推進委員	<p>高田の山崎です。よろしくお願いいたします。</p> <p>4月23日に、高野委員さんと現地へ確認に行ってきました。場所的には、高田小学校の〇〇がありますが、そこから、高下東町の方へ約△△△m程の場所にあります。この近辺にも住宅地でありまして、他に何かする所ではないと思われます。また、道路を広く取りまして、排水を、南側に持っていくという計画でございますので、御審議のほうよろしくお願いいたします。</p>
議 長	14番、千丁。
推進委員	<p>千丁担当の福本です。よろしくお願いいたします。</p> <p>先日、4月22日に、深田農業委員他2名で、現地確認を行いました。現地の場所は、千丁町太牟田、北村公民館から〇〇へ約△△△mの閑静な住宅街の中にあります。譲受人、譲渡人の間で話はできており、譲受人は、建設に対する給排水計画並びに被害防除計画においても万全を期す、という確約を得ております。</p> <p>以上のことを踏まえ、何ら問題はないと思っておりますので、審議の方、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	15番、鏡。
推進委員	<p>鏡地区担当の藤山です。申請番号15番について、説明します。</p> <p>4月24日に、現地調査を行いました。所有者は父親で、転用者は息子さんです。父親の所有する土地を借り受けて、個人住宅を建築する計画です。北側に田、水路、南側に市道、東側に田、自己所有地、西側に田、水路となっております。隣接する土地の地権者にも事業説明がなされております。</p> <p>なお、被害防除に十分注意し、責任を持って対処するとのことですので、御審議方よろしくお願いいたします。</p>
議 長	16番、東陽。
推進委員	<p>東陽地区の黒田です。16番について説明します。</p> <p>4月23日、現地確認を致しました。自然エネルギーへの転換をして、発電事業をされるそうです。この案件の土地は、東陽支所より五木村方面へ△△kmほど行った耕作放棄地を含む山間地の畑であり、近くには、民家もあまりない場所です。この場所は、山間地で日当たりがよく、整備が容易な、この土地に、太陽光発電施設を建設したいと考えて、申請されたようです。何ら問題はないと思われますので、御審議方よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>では、異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。</p> <p>但し、先ほど、9番の龍峯の案件は、農地転用面積が、3,000平方メートルを超えることから、県の諮問会議許可相当として進達します。</p> <p>議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>今年度も担当となりました〇〇です。よろしくお願い致します。</p> <p>議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書11ページから40ページのとおり付議致します。</p> <p>今月は、貸借権設定が51件、面積は20万8,715.12平方メートル、所有権移転が7件、面積は2万625平方メートルです。</p> <p>これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。</p> <p>なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願い致します。</p> <p>来月5月の、熊本県農業公社との、農地の所有権移転は、5月12日木曜日と、13日金曜日を予定しています。</p> <p>現時点で関係する地区は、郡築五番町、井揚町、高小原町、中片町、鏡町北新地の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整が出来次第、日程を連絡しますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。</p> <p>議案第5号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今年度も担当となりました〇〇です。よろしくお願い致します。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を議案書41ページから46ページのとおり、付議致します。</p> <p>今月の農地中間管理権の取得は、貸借権設定が11件で、面積は6万607.14平方メートル、使用貸借権設定が1件で、面積は3,130平方メートル、合計の面積は、6万3,737.14平方メートルです。</p> <p>これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。</p> <p>議案第5号の説明につきましては、以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。</p>

議 長	<p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。</p> <p>本日、予定の議案は全て終了しました。 今月は、農地法第4条、第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出、農地法5条の許可書の返戻願出書の届出、通知がありましたので、報告します。 これをもちまして、4月の八代市農業委員会を閉会致します。 皆様、お疲れさまでした。</p>
-----	---

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和4年4月27日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____